

転入・転出に伴う貸付金の取扱いについて

1 転入者の貸付金

異動により、他の共済組合(国家公務員共済組合・地方職員共済組合・警察共済組合・市町村職員共済組合・東京都職員共済組合・指定都市職員共済組合・都市職員共済組合)から引き続き公立学校共済組合青森支部の組合員になった場合、元の共済組合の貸付金は、全額元の共済組合へ返済することになりますが、これに要する資金を公立学校共済組合青森支部から借り受けることができます。

(1) 貸付けの申込みから送金まで

①申込書の締切日

毎月20日(添付書類が完催されていることが条件となります。)

②書類の審査

貸付申込書の記載内容及び添付書類について審査します。

③貸付決定(本人への通知)

貸付けを決定次第、次の書類を本人へ送付します。

- ・貸付決定通知書
- ・貸付償還表(当月決定、当月送金のときは翌月に送付します。)
- ・完了報告のための用紙(住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造住宅貸付けの場合で、当月決定、当月送金のときは翌月に送付します。)

④貸付金の送金

決定通知の月の27日(金融機関の休業日の場合は前営業日)に申込人の口座へ送金します。

※青森県市町村職員共済組合からの転入者の貸付金の送金の特例

申込人が承諾することにより、当共済組合から直接、青森県市町村職員共済組合に送金することができます。

この場合、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」【様式あり】の提出が必要となります。

(2) 貸付けの申込み

①貸付けの種別

元の共済組合からの貸付種別ごとに当共済組合の貸付種別に合わせて申し込むこと。

②貸付限度額

元の共済組合が発行した「貸付金残高証明書」に記載の未償還元金及び経過利息の合計額(1円単位)まで貸付けます。※申込金額は証明額以下の金額でも申し込めます。

申込金額は1円単位で申込人が決定します。

ただし、ボーナス償還分は50万円単位で申込金額の2分の1以内でなければなりません。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

③償還回数

毎月償還分は貸付申込種別ごとの範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内で選択する。

なお、途中で償還回数を増やす(償還期間を延ばす)ことはできません。

④貸付利率

各貸付申込種別ごとの利率

⑤提出書類

- ・各貸付種別ごとの申込書【様式第1号(1)又は(2):必須】
- ・各貸付種別ごとの借用証書【様式第4号(1):必須】
- ・貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号:必須】
- ・借入状況等申告書【支部様式第21号:必須】

- ・組合員貸付金の交付に関する承諾書（青森県市町村職員共済組合からの転入者で、当該共済組合への直接送金を希望する者に限る。）【様式あり】
- ・添付書類【必須】
 - ア 元の共済組合が発行する「貸付金残高証明書」（原本を添付）
 - イ 直近の給与支給明細書の写し
 - エ 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記されたもの）の写し

2 転出者の貸付金

異動により引き続き、他の共済組合（国家公務員共済組合・地方職員共済組合・警察共済組合・市町村職員共済組合・東京都職員共済組合・指定都市職員共済組合・都市職員共済組合）の組合員になった場合、当共済組合の貸付金は、全額返済しなければなりません。これに要する資金を転出先の共済組合から借り受けることができます。

この借受けに必要な「貸付金残高証明書」を3月末に交付します。

※地方職員共済組合青森県支部、警察共済組合青森県支部及び青森県市町村職員共済組合への転出の場合は、5年以内に当共済組合に復帰する可能性があることを条件に、引き続き当共済組合へ償還することができます。ただし、5年経過後、復帰しなかったときは、その時点で全額を償還することになります。

※青森県市町村職員共済組合への転出者の場合は、当支部への転入者の取扱いと同様に、青森県市町村職員共済組合から当共済組合へ、直接送金することができます。

※国家公務員共済組合への転出者で、団体信用生命保険に加入中の貸付金（住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け、教育貸付け）を有する場合は、毎月払込書による個人払い（振込手数料は、借受人の負担）で当共済組合への償還を継続することができます。ただし、概ね5年以内に当共済組合に再度転入することが、見込まれる場合に限りません。